

日米会計基準の差異内訳表(平成25年度)

(単位:億円)

	当社株主資本	当社株主に帰属する 当期純利益
米国会計基準	¥63,784	¥4,985
日米差異が発生する会計項目		
1. デリバティブ及びヘッジ取引	577	1,703
2. 投資	(408)	48
3. 貸出金	1,610	120
4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金	705	(249)
5. 動産不動産	(314)	71
6. 不動産セールス・アンド・リースバック	41	(66)
7. 土地再評価	1,775	(45)
8. 企業結合	123	(139)
9. 退職給付	(98)	(156)
10. 変動持分事業体の連結	(17)	(71)
11. 税効果	(3,543)	112
12. その他	369	571
日本会計基準	¥64,604	¥6,884

以下は日米の当期純利益の差異要因として、その影響額が特に重要な調整の概要です。以下に記載している調整のより詳細な説明と、前頁表中にあるその他項目の調整についての説明を含む、当社株主資本と当社株主に帰属する当期純利益に対する調整に関する重要な情報は、2014年7月25日に米国証券取引委員会に提出した年次報告書(Form 20-F) "Item 5. OPERATING AND FINANCIAL REVIEW AND PROSPECTS" の"Reconciliation with Japanese GAAP"に記載されております。(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/form20f.html>)

項番 1. デリバティブ及びヘッジ取引

- (1) ヘッジ取引の指定とその有効性評価の基準が米国会計基準は日本会計基準より厳格なため、日本基準でヘッジ適格なデリバティブの多くが、米国基準では、公正価値(fair value)の変動を損益計上するトレーディング資産・負債として扱われます。
- (2) 日本会計基準では、金融商品への組込デリバティブとその主契約のリスクを別々に管理している場合は区分経理が認められますが、米国会計基準では、主契約と明確かつ緊密に関係している組込デリバティブは区分経理が認められません。

項番 4. 貸倒引当金及び偶発損失引当金

- (1) 日米の会計基準の差異は、貸倒引当金を予想損失率を用いて算出する貸出金と、個別に見積る貸出金の対象範囲の違いによって生じるものです。上記会計基準の差異に加え、日米の連結決算締め日の差異により、貸倒引当金が異なる場合があります。
- (2) 当社はオフバランスシート項目に対しても、概ね、貸出金と同様の引当の方法を用いている為、上記(1)の差異は偶発損失引当金についても同様です。

項番9. 退職給付

日本会計基準及び米国会計基準いずれにおいても、雇用者の連結貸借対照表において、確定給付年金の年金資産が年金給付債務を上回る部分または下回る部分を、資産または負債として認識する必要があります。数理計算上の差異および過去勤務債務は、その他の包括利益(税引後)として連結貸借対照表上直ちに認識され、その後の償却により退職給付費用として損益計上されます。米国会計基準では、ASC 715に従い、数理計算上の差異はコリドーアプローチに基づいて償却されます。一方で、日本会計基準では、数理計算上の差異および過去勤務債務は、特定の年数で償却されます。